

令和5年4月24日

松山市議会議長

渡部克彦様

議員名 大塚啓史 

令和4年度（令和4年6月～令和5年3月分）政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度（令和4年6月～令和5年3月分）政務活動費収支報告書を提出します。

令和4年6月～令和5年3月 政務活動費収支報告書

議員 大塚 啓史

1. 収 入

政務活動費 1,020,000 円  
 利 息 3 円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	212,646	視察費用・インターネット料金
研 修 費	6,200	議員連盟会費・愛媛県拉致議連
広 報 費	180,360	ホームページ更新料金
広 聴 費	81,724	携帯電話料金・ガソリン代
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	5,069	A4用紙代・トナー代
資料購入費	80,535	D-file・経済レポート・新聞代
人 件 費	0	
事務所費	173,855	インターネット使用料・文具代・インク代・トナー代
合 計	740,389	

3. 残 額 279,614 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和4年6月～令和5年3月 科目別集計表

科目名				
調査研究費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
8/4	東京 国土交通省要望書・省庁レクチャー	82,024 円		1
10/12	省庁レクチャー・東京都	74,022 円		2
2/14	東京 国土交通省要望書・省庁レクチャー	51,100 円		3
3/31	公明党控室 ピカラ料金	5,500 円		4
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		212,646 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

## 支出伝票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 4年 8月 4日	整理番号	1	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	斉藤国土交通大臣への予算要望活動 省庁レクチャー			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	2,212 円	100	%
	宿 泊 費	0 円	100	%
	パ ッ ク 代 金	74,700 円	100	%
	そ の 他	5,112 円	100	%
	合 計	82,024 円	100	%
特 記 事 項	国土交通省へ要望書 参議院議員 山本博司事務所にて 省庁レクチャー			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 4年 8月 4日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 別紙添付				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。  
※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。  
※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

(様式8)

# 支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 大塚 啓史



下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和4年8月2日(火)～8月4日(木)
支払金額	2,212円
支払先	別紙添付
使途内容	交通費
領収書を添付できない理由	交通系ICカード支払い

# 交通費

月日	支払項目	路線	区間		支払額	備考
8月2日	公共交通機関	東京モノレール	羽田空港	⇒ 浜松町	492	支払証明書
8月2日	公共交通機関	JR山手線	浜松町	⇒ 有楽町	136	支払証明書
8月2日	公共交通機関	東京メトロ有楽町線	有楽町	⇒ 永田町	168	支払証明書
8月2日	公共交通機関	東京メトロ南北線	永田町	⇒ 四ツ谷	168	支払証明書
8月2日	公共交通機関	JR中央線	四ツ谷	⇒ 新宿	157	支払証明書
8月3日	公共交通機関	都営大江戸線 東京メトロ半蔵門線	新宿	⇒ 永田町	276	支払証明書
8月3日	公共交通機関	東京メトロ丸の内線	霞が関	⇒ 四ツ谷	168	支払証明書
8月3日	公共交通機関	JR中央線	四ツ谷	⇒ 新宿	157	支払証明書
8月4日	公共交通機関	JR山手線	新宿	⇒ 品川	198	支払証明書
8月4日	公共交通機関	京急本線エアポート	品川	⇒ 羽田空港	292	支払証明書
<b>合計</b>					<b>2,212</b>	

# バック代金

月日	支払項目	支払先	支払額	備考
7月29日	出張・バック代金	(株)日本旅行	74,700	領収書
合計			74,700	

## 領 収 証

No. 725906 J

RECEIPT

2022年 7月 29日

ご氏名 大塚 啓史 様

(ご注意)  
 本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。

金額	¥ 74,700-
----	-----------

ただし 8/2,4 松山-東京AIR代 ¥17  
 8/2,3 泊宿代 ¥17

上記金額正に領収いたしました。

- 1. 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込
- 4. クレジット(カード)
- 5. その他( )



株式会社日本旅行

松山

営業本部  
支店

NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

扱者名







(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 大塚 啓史

(印)

整理番号	1
日程	令和4年8月2日(火) 13:30
目的	ひきこもり対策について
訪問先	参議院会館 山本博司議員事務所
概要 所見	<p>厚生労働省社会・援護局 地域福祉課</p> <p>ひきこもり支援専門官 松浦 拓郎 主査 河端 脩平</p> <p>●詳細</p> <p>○ひきこもり支援施策の全体像 ○ひきこもり支援の充実と推進 ○ひきこもり支援に係る関係機関の連携と促進について ○市町村におけるひきこもり支援の取組例 ○ひきこもり地域支援センターの取組例</p> <p>●所見</p> <p>ひきこもりの支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることが大事であり、多様な支援の選択肢を用意することが重要であります。そのためにも都道府県や市町村の関係部局を中心に行政機関や民間団体、民間企業、NPO法人等の地域社会による官民の枠を超えた広い連携・協働が必要であります。</p> <p>他都市の支援の取組も聞くことができ、勉強になりました。</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 大塚 啓史



整理番号	1
日程	令和4年8月2日(火) 14:00
目的	ヤングケアラーの支援について
訪問先	参議院会館 山本博司議員事務所
概要 所見	<p>厚生労働省社会 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室 自治体支援係 主査 宮下 真吾</p> <p>●詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ヤングケアラーの実態調査結果</li> <li>○ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育連携プロジェクトチーム報告</li> <li>○支援体制強化事業【実態調査・研修推進事業】</li> <li>○子育て世帯訪問支援臨時特例事業(概要)</li> <li>○ヤングケアラーの社会的認知度向上のための主な取り組み</li> </ul> <p>●所見</p> <p>これまで自治体のヤングケアラーの現状把握は不十分でありました。今後早急に取り組んでいくべきだと思います。そしてヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげて行くことが大切で、福祉・介護・医療・教育等に係る関係機関・団体が個人に機能するだけでなく、お互いの業務を理解し上で連携し取り組んでいかなければならない。</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式7)

県 外 活 動  
 調 査 研 究 視 察

報 告 書

議員名 大塚 啓史



整理番号	1
日 程	令和4年8月2日(火) 14:30
目 的	医療的ケア児支援センターの設置について
訪問先	参議院会館 山本博司議員事務所
概 要 所 見	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部</p> <p>障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 医療的ケア児等支援推進専門官 猿渡 央子</p> <p>●詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像</li> <li>○医療的ケア児等総合支援事業</li> <li>○支援に向けた主な取組</li> <li>○医療的ケア児の実態把握のあり方及び医療児ケア児等コーディネーターの効果的な配置等に関する調査研究</li> </ul> <p>●所見</p> <p>近年、医療児ケア児は年々増加傾向であり、こうした傾向は特別支援学校のみならず、地域の小中学校でも見られる。そうした中、国及び公共団体等の、医療児ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を求められています。他都市ではコーディネーターを支援するスーパーバイザーを配置し重層的支援体制を構築しています。</p> <p>今後、総合的な支援をしていく必要があると考えます。</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管 (各自5年保管)

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 大塚 啓史



整理番号	1
日程	令和4年8月3日(水) 14:00
目的	斉藤国土交通大臣への要望活動
訪問先	東京都千代田区霞が関 国土交通省
概要 所見	<p>●別紙添付</p> <p>《要望書》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松山都市圏における幹線道路の整備促進について</li> <li>・松山広域都市圏における連続立体交差点事業の促進について</li> </ul> <p>●所見</p> <p>この度、野志市長と公明党市議団4名で斉藤国土交通大臣に要望書を直接提出させていただいたことは有意義なことであり、松山市及び中予圏域の社会資本の整備が一步前進するものと思われま</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式5)

## 支出伝票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 4年 10月 12日	整理番号	2		
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費	
用務	10/11●省庁レクチャー ①高齢者の孤独・孤立対策の取り組み②地域の脱酸素社会の実現に向けた取り組み③プレコンセプションに関する取り組み 10/12●東京都 パートナーシップ宣言制度について				
上記活動に 要した金額 ・ 按分率	交通費	1,562	円	100	%
	宿泊費	0	円	100	%
	パック代金	66,090	円	100	%
	その他	6,370	円	100	%
	合計	74,022	円	100	%
特記事項	参議院議員 山本博司事務所にて 省庁レクチャー 東京都 東京都議会 総務局				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 4年 10月 12日			
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					
領収書 別紙添付					

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。  
※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。  
※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

(様式8)

## 支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 大塚 啓史



下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和4年10月11日(火)～10月12日(水)
支払金額	1,562円
支払先	別紙添付
使途内容	交通費
領収書を添付できない理由	交通系ICカード支払い

# 交通費

月日	支払項目	路線	区間		支払額	備考
10月11日	公共交通機関	東京モノレール	羽田空港	⇒ 浜松町	492	支払証明書
10月11日	公共交通機関	JR山手線	浜松町	⇒ 有楽町	136	支払証明書
10月11日	公共交通機関	東京メトロ有楽町線	有楽町	⇒ 永田町	168	支払証明書
10月11日	公共交通機関	東京メトロ半蔵門線	永田町	⇒ 青山1丁目	276	支払証明書
10月11日	公共交通機関	都営大江戸線	青山1丁目	⇒ 都庁前		
10月12日	公共交通機関	JR山手線	新宿	⇒ 品川	198	支払証明書
10月12日	公共交通機関	京急本線エアポート	品川	⇒ 羽田空港	292	支払証明書
合計					1,562	





## その他

月日	支払項目	支払先	支払額	備考
10月11日	お土産代	いよてつショップ	2,700	領収書
10月11日	昼食代	徳田酒店	800	領収書
10月12日	昼食代	はくぶん	1,070	領収書
10月12日	駐車場料金	松山空港駐車場	1,800	領収書
合計			6,370	

大塚啓史様

領収証

¥2,700-

上記正に領収しました(消費税等 ¥200-を含みます)

現金 (消費税等

¥2,700- ¥200-を含みます)

いよつぎヨツツ  
松山市南089-973-0226  
TEL 089-973-0226  
松山空港ビル内

取扱者



2022年10月11日(火)

1016-4070-4646

2022年10月11日(火) 8:08 No:1016

4515279000201  
0001山田屋 ツツギヨツツ 軽 ¥2,700  
小計 ¥2,700  
内税対象額 8.00% ¥2,700  
内税 8.00% ¥200  
合計 ¥2,700  
(内消費税等 ¥200)

創業明治23年 大衆飲み処

徳田酒店

明細票

有楽町店

東京都千代田区有楽町2-10-1  
東京交通会館B1F  
TEL 090-3483-6999

日時: 2022年10月11日12時25分  
卓番号: 2  
伝票No: 20221011018\_1

◎ご注文内容(税込)◎

A海鮮丼 800

合計金額: 800円

(10%対象 800円)

(消費税: 73円)

(10% 73円)

受領金額: 1,000円

お釣り: 200円

\*: 軽減税率(8%)適用商品

ご来店ありがとうございました!  
またのご利用をお待ちしています  
担当: [Redacted]

大塚啓史様

領収証

¥1,070-

預/預計 (消費税等) ¥1,070 (消費税等)

(但し、) ¥97 (¥97を含みます)

2022年10月12日(水)

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構  
松山空港駐車場  
事前: Tel 089-971-5439

領収証

精算機 #09 P 精算No.000377  
発券機 #12 発券No.074003  
入庫時刻 2022年10月11日(火) 08:09  
精算時刻 2022年10月12日(水) 19:03  
駐車時間 1日 10:54  
駐車料金 A料金 1,800円  
=====  
合計 1,800円  
現金領収額 1,800円  
お預り 2,000円  
お釣り 200円

またのご利用をお待ちしております。

★★ 領収証印月糸田 ★★  
2022年10月12日(水)14時11分000101

広東やきそば ¥920  
ソチスーフ ¥150  
小計額 ¥1,070  
(10%課税対象 ¥1,070)  
(10%税額 ¥97)  
(消費税等 ¥97)  
合計 ¥1,070  
合計点数 2点  
※印は軽減税率(8%)適用商品

中国料理 はくぶん  
東京都新宿区信濃町30番地  
TEL 03-3357-2564

担当者



0001-8042

(様式7)

県 外 活 動  
調 査 研 究 視 察

報 告 書

議員名 大塚 啓史



整理番号	2
日 程	令和4年10月11日(火) 13:30
目 的	高齢者の孤独・孤立対策の取り組みについて
訪問先	参議院会館 山本博司議員事務所
概 要 所 見	<p>内閣府 孤独・孤立対策担当室 別紙 名刺 厚生労働省 老健局 別紙 名刺</p> <p>●詳細</p> <p>◎孤独・孤立対策の重点計画</p> <p>○孤独・孤立対策の現状</p> <p>○孤独・孤立の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孤独・孤立双方への社会全体の対応</li> <li>・当事者や家族等の立場にあった施策の推進</li> <li>・人と人のつながりを実感できるための施策の推進</li> </ul> <p>○孤独・孤立対策の基本方針</p> <p>○孤独・孤立対策の施策の推進</p> <p>○住民全体の通い場等</p> <p>●所見</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大は、これまでの社会環境変化等により孤独・孤立の問題を顕在化させ、そして一層深刻させた契機となったと思います。そして孤独・孤立の問題は、今後も実態の把握やNPO等の関係者とも意見を重ね、孤独・孤立の学術研究を進展させ、施策の在り方について検討する必要があります。</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式7)

県外活動  
調査研究視察

報告書

議員名 大塚 啓史



整理番号	2
日程	令和4年10月11日(火) 14:15
目的	地域の脱炭素社会の実現に向けた取り組みについて
訪問先	参議院会館 山本博司議員事務所
概要 所見	<p>環境省 大臣官房 地域政策課 別紙 名刺</p> <p>1. 内容</p> <p>(1) 地域脱炭素ロードマップ</p> <p>(2) 脱炭素先行地域</p> <p>(3) 重点対策</p> <p>(4) 公共施設の脱炭素化</p> <p>(5) 中小企業支援</p> <p>(6) 地域金融機関との連携</p> <p>(7) 地域脱炭素を支える支援措置</p> <p>2. 所見</p> <p>○ 地域脱炭素は地域の課題を解決し、地域の魅力と質を向上させ地方創生に貢献できる。脱炭素先行地域の事例では地域特性に応じた取り組みをされています。また住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に取り組んでいます。</p> <p>○ 地方公共団体が、2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、意欲的な脱炭素の取り組みを複合的かつ複数年にわたり、計画的に実施していく必要がある。</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 大塚 啓史



整理番号	2
日 程	令和4年10月11日(火) 15:00
目 的	プレコンセプションケアについて
訪問先	参議院会館 山本博司議員事務所
概 要 所 見	<p>厚生労働省 こども家庭局 母子保健課 別紙 名刺 厚生労働省 健康局 健康課 別紙 名刺</p> <p>概要</p> <p>○母子保健課におけるプレコンセプションケアに関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成育医療等の提供に関する基本的な事項</li> <li>① 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療</li> <li>② 成育過程にある者等に対する保健</li> <li>③ 教育及び普及啓発</li> <li>④ 記録の収集等に関する体制等</li> <li>⑤ 調査研究</li> <li>⑥ 災害等における支援体制の整備</li> <li>⑦ 成育医療等の提供に関する推進体制等</li> <li>・プレコンセプションケア等に係る有識者ヒアリングの実施</li> <li>・性と健康の相談センター事業</li> <li>・プレコンセプションケア体制整備に向けた相談・研修ガイドライン作成に向けた調査研究内容</li> <li>・乳幼児の保護者への性に関する情報提供の手引き</li> </ul> <p>○ライフステージに応じた切れ目のない女性の健康づくり支援</p>
	<p>所見</p> <p>成育過程にある者等に対し必要な医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進が必要である。</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式7)

## 県外活動

## 報告書

## 調査研究視察

議員名 大塚 啓史



整理番号	2
日程	令和4年10月12日(水) 10:00~11:20
目的	「東京都パートナーシップ宣誓制度」について
訪問先	東京都議会 総務局 人権部 事業調整担当課長 大道 竜嗣氏
概要 所見	<p>「東京都パートナーシップ宣誓制度」概要について</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な性に関する都民の理解推進し</li> <li>○性的マイノリティのパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげる。</li> </ul> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○根拠は人権尊重条例(一部改正)</li> <li>○「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者」が対象者</li> <li>○手続きは原則オンラインで完結</li> </ul> <p>対象者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パートナーシップ関係にあると宣誓したこと</li> <li>○18歳以上、配偶者・別のパートナーがいない、近親関係にない</li> <li>○いずれか一方が都内在住、在勤、在学</li> </ul> <p>受理証明書の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都事業…都営住宅など都民向け事業の活用を検討中</li> <li>○都内区市町村との連携…相互活用等の連携に向け調整</li> <li>○民間での活用促進を働き掛け…各種サービス、福利厚生等</li> </ul> <p>●所見 この制度の導入により、多様な性や性的マイノリティの方々に対する理解を広めていくと思われ、困りごとや暮らしの環境につながります。しかし、本市においてはまだ検討の余地があると思われれます。</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

内閣官房 孤独・孤立対策担当室

企画官

多田 聡

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1  
電話 03-6253-2111 内線  
直通 FAX  
E-mail



厚生労働省 老健局 高齢者支援課  
福祉用具・住宅改修係  
介護業務効率化・生産性向上推進室  
企画調整係 介護ロボット係

係長 鈴木 達也

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話 03-5253-1111 内線  
FAX  
e-mail



厚生労働省 老健局  
認知症施策・地域介護推進課  
地域づくり推進室

室長補佐

岸 英二

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話 (03) 5253-1111 内線  
夜間直通  
FAX  
E-mail



厚生労働省老健局老人保健課  
介護予防栄養調整官



増田 利隆

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
代表 03-5253-1111 内線  
夜間直通 FAX  
E-mail



厚生労働省老健局老人保健課



主査 益 麻利子

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
代表 03-5253-1111 内線  
夜間直通 FAX  
E-mail



環境省 大臣官房 地域政策課  
(福島地方環境事務所中間貯蔵部中間貯蔵施設係併任)

課長補佐  
(総括担当)

三田 裕信

〒100-8976 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL(省代表): 03-3581-3351(内線)  
TEL(線直通):  
E-mail:



働く女性21 厚生労働省



子ども家庭局 母子保健課

生殖補助医療係長 岡本 麻美子

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

中央合同庁舎5号館

電話(03)5253-1111 内線

直通

E-mail:



厚生労働省

健康局 健康課 課長補佐

産婦人科専門医 山本 直子

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

中央合同庁舎第5号館

電話(03)5253-1111 (内線)

直通

FAX

E-mail:



厚生労働省

健康局健康課

課長補佐 宮腰 恵

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話(03)5253-1111 (内線)

直通

E-mail:

東京都

TokyoTokyo

総務局 人権部  
事業調整担当課長



大道 竜嗣

たつし

たつし

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001

電話 03-5321-1111 内線

直通 FAX

E-mail:



4松（議調）第201号  
令和4年10月6日

東京都議会議員 三宅 しげき 様

松山市議会議員 渡部 克彦



行政視察について（依頼）

謹啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先般、お願いしました当市議会 公明党議員団の行政視察について御了解いただき、誠にありがとうございます。

つきましては、下記のとおり視察を実施させていただきますので、御多忙中、誠に恐縮に存じますが、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 視察日時 令和4年10月12日(水) 午前10時00分～11時20分
2. 視察項目 パートナーシップ宣誓制度について（終了後、議場見学）
3. 視察議員（公明党議員団8名）
  - 大塚 啓史（おおつか けいし）
  - 吉富 健一（よしとみ けんいち）
  - 清水 尚美（しみず なおみ）
  - 長野 昌子（ながの まさこ）
  - 太田 幸伸（おおた ゆきのぶ）
  - 泉 早苗（いずみ さなえ）
  - 家高 佐苗（いえたか さなえ）
  - 佐々木 亨（ささき あきら）

担当 松山市議会事務局 議事調査課 村上

TEL:089-948-6651 FAX:089-921-1110

E-mail

(様式5)

## 支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 5年 2月 14日	整理番号	3	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	斉藤国土交通大臣への予算要望活動 省庁レクチャー			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	1,928 円	100	%
	宿 泊 費	0 円	100	%
	パ ッ ク 代 金	46,400 円	100	%
	そ の 他	2,772 円	100	%
	合 計	51,100 円	100	%
特 記 事 項	国土交通省へ要望書 参議院議員 山本博司事務所にて 省庁レクチャー			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 5年 2月 14日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 別紙添付				

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

(様式8)

## 支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 大塚 啓史



下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和5年2月13日(月)～2月14日(火)
支払金額	1,928円
支払先	別紙添付
使途内容	交通費
領収書を添付できない理由	交通系ICカード支払い

# 交通費

月日	支払項目	路線	区間		支払額	備考
2月13日	公共交通機関	東京モノレール	羽田空港	⇒ 浜松町	492	支払証明書
2月13日	公共交通機関	JR山手線	浜松町	⇒ 有楽町	136	支払証明書
2月13日	公共交通機関	東京メトロ有楽町線	有楽町	⇒ 桜田門	168	支払証明書
2月13日	公共交通機関	東京メトロ有楽町線	桜田門	⇒ 有楽町	168	支払証明書
2月14日	公共交通機関	東京メトロ有楽町線	有楽町	⇒ 永田町	168	支払証明書
2月14日	公共交通機関	東京メトロ有楽町線	永田町	⇒ 有楽町	168	支払証明書
2月14日	公共交通機関	JR山手線	有楽町	⇒ 浜松町	136	支払証明書
2月14日	公共交通機関	東京モノレール	浜松町	⇒ 羽田空港	492	支払証明書
<b>合計</b>					<b>1,928</b>	



## その他

月日	支払項目	支払先	支払額	備考
2月13日	お土産代	いよてつショップ	972	レシート・支払証明書
2月14日	駐車場料金	松山空港駐車場	1,800	レシート・支払証明書
合計			2,772	

領収証

大塚啓史様

¥972-

現金 (消費税等)

¥72-を含みます)

上記正に領収しました(消費税等)

いよてつショップ  
松山市南吉田町2731番地 松山空港ビル内  
TEL 089-973-0226

取扱者

1013-2367-5076

2023年2月13日(月)

小計 ¥972  
内税対象額 8.00% ¥72  
内税 ¥72  
消費税等 (内消費税等) ¥972

4524144102247  
0001Aレ・ホ・1A箱10個 軽  
2023年2月13日(月) 6:35 No:1013

取引No:5075 1点買

軽トラックは軽減税率対象商品です。

領収証

大塚啓史様

¥972-

現金 (消費税等)

¥72-を含みます)

上記正に領収しました(消費税等)

いよてつショップ  
松山市南吉田町2731番地 松山空港ビル内  
TEL 089-973-0226

取扱者

1013-2367-5076

2023年2月13日(月)

小計 ¥972  
内税対象額 8.00% ¥72  
内税 ¥72  
消費税等 (内消費税等) ¥972

4524144102247  
0001Aレ・ホ・1A箱10個 軽  
2023年2月13日(月) 6:35 No:1013

取引No:5075 1点買

軽トラックは軽減税率対象商品です。

3

その他

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構  
松山空港駐車場  
事前 Tel 089-971-5439

領収証

精算機 #14 P 精算No.000080  
発券機 #12 発券No.049975  
入庫時刻 2023年2月13日(月) 06:26  
精算時刻 2023年2月14日(火) 19:06  
駐車時間 1日 12:40  
駐車料金 A料金 1,800円  
=====  
合計 1,800円  
現金領収額 1,800円  
お預り 2,000円  
お釣り 200円

またのご利用をお待ちしております。

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構  
松山空港駐車場  
事前 Tel 089-971-5439

領収証

精算機 #14 P 精算No.000080  
発券機 #12 発券No.049975  
入庫時刻 2023年2月13日(月) 06:26  
精算時刻 2023年2月14日(火) 19:06  
駐車時間 1日 12:40  
駐車料金 A料金 1,800円  
=====  
合計 1,800円  
現金領収額 1,800円  
お預り 2,000円  
お釣り 200円

またのご利用をお待ちしております。

(様式7)

県 外 活 動

調 査 研 究 視 察

報 告 書

議員名 大塚 啓史



整理番号	<b>3</b>
日 程	令和5年2月13日(月) 13:45
目 的	斉藤国土交通大臣への要望活動
訪問先	東京都千代田区霞が関 国土交通省
概 要 所 見	<p>●別紙添付</p> <p style="text-align: center;">《要望書》</p> <p>1. JR松山駅周辺整備事業及びバスタプロジェクトの推進について</p> <p>2. 松山市外環状道路(西側区間)計画段階評価への着手について</p> <p>●所見</p> <p>この度、野志市長と公明党市議団4名で斉藤国土交通大臣に要望書を直接提出させていただいたことは有意義なことであり、松山市及び中予圏域の社会資本の整備が一步前進するものと思われま</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)



## 【 要 望 事 項 】

1. JR 松山駅周辺整備事業及びバスタプロジェクトの推進について
  - (1) 松山駅周辺土地区画整理事業では、高架本体工事の工程に合わせて事業を推進する必要があるため、社会資本整備総合交付金の優先的な配分に配慮していただきたい。
  - (2) JR 松山駅付近で検討しているバスタプロジェクトについて、整備方針及び事業計画の策定に向けご助力いただきたい。
  
2. 松山外環状道路(西側区間)計画段階評価への着手について
  - (1) 松山外環状道路の整備は着実に進捗していることから、松山空港から国道196号までの西側区間について、計画段階評価への着手をお願いしたい。

令和 5年 2月 13日

松山市長 野 志 克 仁

(様式7)

県 外 活 動  
 調 査 研 究 視 察

報 告 書

議員名 大塚 啓史



整理番号	<b>3</b>
日 程	令和5年2月14日(火) 10:00
目 的	こども家庭庁の取り組みについて 設置の目的及び取組状況
訪問先	参議院会館 山本博司議員事務所
概 要 所 見	<p>内閣官房 こども家庭庁設置準備室 参事官補佐 大野 久</p> <p>●詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○こども家庭庁の検討経緯</li> <li>○こども家庭庁の概要</li> <li>○こども基本法の概要</li> <li>○こども家庭庁組織体制の概要</li> <li>○こども家庭庁関連予算の基本姿勢・ポイント</li> <li>○こども政策の強化に関する関係府庁会議について</li> </ul> <p>●所見</p> <p>少子化は予想を上回るペースで進んでおり危機的な状況であります。また、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻で、待ったなしの課題となっております。今後、こども家庭庁を創設することで、こども政策を推進していく。</p> <p>子供の視点に立って、子供を巡る様々な課題に適切に対応し、こども政策の方向性について検討を行う。子供にとって必要不可欠な教育はこども家庭庁と文部科学省の密な連携が必要である。</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 大塚 啓史



整理番号	3
日程	令和5年2月14日(火) 11:00~
目的	鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進について
訪問先	参議院会館 山本博司議員事務所
概要 所見	<p><b>農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課</b></p> <p><b>鳥獣対策室</b> 鳥獣被害対策推進班 課長補佐 米澤隆之 鳥獣利活用企画版 課長補佐 宮永誠一</p> <p>●詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害の現状と対策について</li> <li>・鳥獣被害防止総合対策交付金についての概要</li> <li>・鳥獣被害対策優良事例の紹介</li> <li>・ジビエ利活用の概要</li> </ul> <p>●所見</p> <p>野生鳥獣による農産物被害は減少傾向にあるが、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄、離農の増加、さらには森林の消滅など、数字に表さない以上に深刻な影響を及ぼしている。</p> <p>本市では地域の捕獲サポーター体制を構築し捕獲を進めていく必要がある。</p> <p>ジビエに関しても積極的に展開をしていく必要がある。</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)



三重・伊勢志摩  
交通大臣会合  
香川・高松  
都市大臣会合

衆議院議員  
齊藤鉄夫

国土交通大臣

内閣官房

こども家庭庁設立準備室

参事官補佐 大野久

〒100-6090

東京都千代田区霞が関3-2-5



農林水産省

農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課

鳥獣対策室 課長補佐(鳥獣被害対策推進班)

米澤隆之



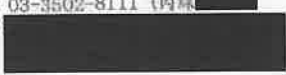
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話: 03-3502-8111 (内線)

直通

FAX

E-mail



農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

鳥獣利用企画班

課長補佐 宮永誠一

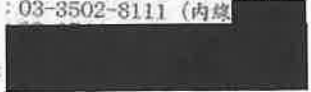
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話: 03-3502-8111 (内線)

直通

FAX

E-mail



(様式4)

## 支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年3月31日	整理番号	4	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び 内容等	公明党控室ピカラ料金 令和4年6月～令和5年3月分 4,400円÷8人=550円×10カ月			
金額	5,500	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特記事項	領収書原本は、太田幸伸に添付			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
6月分	7月 27日	550 円	100 %	550 円
7月分	8月 29日	550 円	100 %	550 円
8月分	9月 27日	550 円	100 %	550 円
9月分	10月 27日	550 円	100 %	550 円
10月分	11月 28日	550 円	100 %	550 円
11月分	12月 27日	550 円	100 %	550 円
12月分	1月 27日	550 円	100 %	550 円
1月分	2月 27日	550 円	100 %	550 円
2月分	3月 27日	550 円	100 %	550 円
3月分	4月 27日	550 円	100 %	550 円
				円
				円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

2022年08月01日

〒 790-0002

松山市二番町4丁目7-2  
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客様No. 73140

収入印紙



## 領 収 書

〒790-8509 松山市大手町1-1-14

株式会社愛媛CATV

領収金額		4,400 円
内 訳	金 額(円)	備 考
基本料金	4,400 円	6月分月払い (2022年)
<<合計>>	4,400 円	

## 【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>  
 (株)愛媛CATV TEL: 089-943-5001  
 平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30  
 (日・祝日は休み)

◆2022/07/27 口座振替分◆

2022年09月01日

〒 790-0002

松山市二番町4丁目7-2  
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客様No. 73140

収入印紙



## 領 収 書

〒790-8509 松山市大手町1-11-4

株式会社愛媛CATV

領収金額		4,400 円
内 訳	金額(円)	備 考
ビカ料金	4,400 円	7月分月払い (2022年)
<<合計>>	4,400 円	

## 【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>  
 (株)愛媛CATV TEL: 089-943-5001  
 平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30  
 (日・祝日は休み)

◆2022/08/29 口座振替分◆

2022年10月02日

〒 790-0002

松山市二番町4丁目7-2  
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客様No. 73140

収入印紙



## 領 収 書

〒790-8509 松山市大手町1-11-4

株式会社愛媛CATV

領収金額 4,400 円		
内 訳	金 額(円)	備 考
ビ'カ'料金	4,400 円	8月分月払い (2022年)
<<合計>>	4,400 円	

## 【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>  
 (株)愛媛CATV TEL: 089-943-5001  
 平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30  
 (日・祝日は休み)

◆2022/09/27 口座振替分◆



2022年11月01日

〒 790-0002  
松山市二番町 4丁目 7-2  
松山市役所別館 5 F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様  
お客様No. 73140

収入印紙



領 収 書

〒790-8509 松山市大手町1-11-4  
株式会社愛媛CATV

領収金額		4,400 円	
内 訳	金 額(円)	備 考	
レオ料金	4,400 円	9月分月払い	(2022年)
<<合計>>	4,400 円		

【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>  
(株)愛媛CATV TEL: 089-943-5001  
平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30  
(日・祝日は休み)

◆2022/10/27 口座振替分◆







2023年03月01日

〒 790-0002  
松山市二番町4丁目7-2  
松山市役所別館5F 公明党議員団控室



松山市議会 公明党 様  
お客様No. 73140



### 領 収 書

〒790-8509 松山市大手町1-11-4  
株式会社愛媛CATV

領収金額		4,400 円
内 訳	金 額(円)	備 考
基本料金	4,400 円	1月分月払い (2023年)
<<合計>>	4,400 円	

【お知らせ】

<料金に関するお問合せ先>  
(株)愛媛CATV TEL: 089-943-5001  
平日9:00~19:00 / 土曜9:00~17:30  
(日・祝日は休み)

◆2023/02/27 口座振替分◆









(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年 9月 30日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">研修費</div> 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費 令和4年度 松山市議会観光振興議員連盟会費6~9月分として		
金 額	2,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	松山市議会観光振興議員連盟規約		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年 6月 10日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

### 領 収 書

令和 4年 6 月 10 日

大 塚 啓 史 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 2,000円 也

但し、令和4年度 松山市議会観光振興議員連盟会費6~9月分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡 部 克 彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

## (名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

## (目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

## (組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

## (役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

## (役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

## (役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

## (役員職務)

第 8 条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年 3月 31日	整理番号	6																				
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費																				
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費 令和4年度 松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分																						
金 額	3,000 円	按分率	100 %																				
特 記 事 項	松山市議会観光振興議員連盟規約																						
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年 10月 6日																					
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。																							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">領 収 書</td> <td style="text-align: right;">令和4年 10月 6日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">大 塚 啓 史 様</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">下記の金額を領収いたしました。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>金額 3,000円 也</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">但し、令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">松山市議会観光振興議員連盟</td> <td rowspan="2" style="background-color: black; width: 100px; height: 70px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">会 長 渡 部 克 彦</td> </tr> </table>				領 収 書		令和4年 10月 6日	大 塚 啓 史 様			下記の金額を領収いたしました。			<u>金額 3,000円 也</u>			但し、令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として			松山市議会観光振興議員連盟			会 長 渡 部 克 彦	
領 収 書		令和4年 10月 6日																					
大 塚 啓 史 様																							
下記の金額を領収いたしました。																							
<u>金額 3,000円 也</u>																							
但し、令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として																							
松山市議会観光振興議員連盟																							
会 長 渡 部 克 彦																							

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

## (名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

## (目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

## (組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

## (役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

## (役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

## (役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

## (役員任務)

第 8 条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年 3月 31日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相の <sup>と</sup> 究明する地方議員連絡会 令和4年度分会費		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年 11月 10日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 別紙			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 領 収 書

金 1, 200 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として  
上記のとおり領収しました。

令和4年11月10日

松山市議会議員  
大塚 啓史 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を  
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）  
会 長 森 高 康 行 ●



北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する  
地方議員連絡会 規約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求め、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額1,000円とし、その他の会員は月額100円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。